

○草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付要綱

平成15年3月31日

告示第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市におけるスポーツ及び文化の振興を図るため、スポーツ又は文化活動に係る大会へ参加する者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は本市に長年居住していた者のうち市長が特に必要と認めたもので、スポーツ又は文化活動に係る各種大会（市内小中学校の義務教育におけるスポーツ及び文化部活動に係る大会を除く。）に参加登録されている者、当該随行者及び大会参加要項に明記されている者とする。

(平24告示630・平30告示143—2・一部改正)

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、別表に定める額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、原則として大会開催の1月前までに草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(平30告示143—2・一部改正)

(交付決定通知)

第5条 規則第8条第1項の規定による通知は、草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(概算払)

第6条 市長は、事業の進捗を図るため必要があると認められるときは、補助金交付決定額のうち必要と認められる額で補助金の概算払をすることができる。

(平30告示143—2・追加)

(交付の請求)

第7条 補助金の交付の請求をしようとするときは、草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（平30告示143-2・旧第6条線下）

（実績報告）

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、当該大会の終了後、速やかに草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（平28告示611・一部改正、平30告示143-2・旧第7条線下）

（額の確定通知）

第9条 規則第14条の規定による通知は、草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付額確定通知書（第5号様式）によるものとする。

（平30告示143-2・追加）

（決定の取消通知）

第10条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付決定取消通知書（第6号様式）によるものとする。

（平30告示143-2・旧第8条線下・一部改正）

（補助金の見直し）

第11条 補助金は、令和8年度までに見直しを行うものとする。

（平21告示180・平24告示329・平27告示235・一部改正、平30告示143-2・旧第9条線下・一部改正、平31告示365-2・令3告示230・令6告示239-3・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

（草加市スポーツ大会出場補助金交付要綱の廃止）

2 草加市スポーツ大会出場参加補助金交付要綱（昭和63年告示第93号）は、廃止する。

附 則（平成18年告示第97号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 180 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 329 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 630 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 235 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 611 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 143—2 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあったものについて適用する。

附 則（平成 31 年告示第 365—2 号）

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 230 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年告示第 239—3 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 224 号）抄

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 26 条、第 29 条、第 31 条、第 33 条、第 35 条、第 37 条、第 39 条、第 41 条、第 43 条、第 45 条、第 47 条、第 49 条、第 50 条、第 53 条、第 56 条、第 58 条、第 62 条、第 64 条、第 66 条、第 68 条、第 70 条、第 72 条、第 74 条、第 76 条、第 78 条、第 80 条、第 83 条、第 85 条、第 87 条、第 89 条、第 91 条、第 93 条、第 95 条、第 97 条、

第99条、第101条、第103条、第105条、第107条、第111条、第113条、第115条、第117条、第119条、第121条、第128条、第134条、第141条、第144条、第146条、第149条、第151条、第153条、第155条、第157条、第159条、第161条、第163条、第165条、第168条、第171条、第173条、第175条、第176条、第178条、第179条、第181条、第184条、第186条、第189条、第192条、第195条、第198条、第201条、203条、第205条、第207条、第209条、第212条、第214条、第216条、第218条、第220条、第222条、第224条、第226条、第228条、第230条、第234条、第236条、第238条、第240条、第242条、第244条、第247条、第250条、第252条、第254条、第256条、第258条、第261条、第264条、第266条、第268条、第270条、第273条、第275条、第277条、第278条、第280条、第282条、第284条、第286条、第288条、第291条、第299条、第304条、第307条、第309条、第314条、第316条、第318条、第320条、第321条、第324条、第326条、第328条、第330条、第332条、第335条、第337条、第340条、第344条、第350条、第352条、第355条、第357条、第359条、第361条、第363条、第365条、第367条、第371条、第375条、第378条及び第388条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際現に改正前の要綱の規定により印刷済みの様式（次項において「旧様式」という。）については、当分の間、使用することができる。

4 旧様式については、必要な修正を加えることができる。

別表（第3条関係）

(平30告示143-2・全改)

区分			補助金交付額
スポーツ又は文化活動	全国大会	激励費	1人につき 10,000円
	関東大会	激励費	1人につき 8,000円
	国際大会	市長が別に定めるところによる。	

備考

1 全国大会及び関東大会における補助金の交付額は、大会1件当たり15万円を上

限とする。

- 2 文化活動に係る全国を対象とした大会で一定以上の成績を収めたときは、上表の全国大会に参加したものとみなす。その場合の交付の基準については、市長が別に定めるところによる。

第1号様式(第4条関係)

草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付申請書

年 月 日

草加市長 宛て

住 所

団体名

申請者 代表者氏名

電話・FAX番号

メールアドレス

草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 大会開催要項
- (2) 大会出場までの経過
- (3) 大会参加者名簿
- (4) その他必要と認められる書類

備考 申請者が個人の場合で氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(第5条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付額(概算払) 円
- 3 交付条件

第3号様式(第7条関係)

草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付請求書

年 月 日

草加市長 宛て

住 所

団体名

代表者氏名

電話・FAX番号

メールアドレス

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金について、次のとおり請求します。

補助金交付請求額 円

添付書類

第4号様式(第8条関係)

草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金実績報告書

年 月 日

草加市長 宛て

住 所

団体名

代表者氏名

電話・FAX番号

メールアドレス

次のとおりスポーツ及び文化活動に係る大会の参加実績を報告します。

- 1 大会名
- 2 大会成績
- 3 参加者氏名及び人員
- 4 実績額
- 5 添付書類

備考 申請者が個人の場合で氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

第5号様式（第9条関係）

文書番号

年 月 日

様

草加市長

印

草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金の交付額について、次のとおり確定しましたので通知します。

補助金交付確定額

円

第6号様式(第10条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金交付決定取消通知書

次の理由により草加市スポーツ及び文化活動に係る大会参加補助金の交付決定を取り消しましたので通知します。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

第1号様式（第4条関係）

（平30告示143—2・令7告示224・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

（平30告示143—2・一部改正）

第3号様式（第7条関係）

（平30告示143—2・令7告示224・一部改正）

第4号様式（第8条関係）

（平30告示143—2・令7告示224・一部改正）

第5号様式（第9条関係）

（平30告示143—2・追加）

第6号様式（第10条関係）

（平30告示143—2・旧第5号様式繰下・一部改正）